

平成28年教育委員会第6回定例会会議録

開会日時 平成28年 6月14日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮 久嘉
同職務代理 日高 芳一
委員 杉浦 容子
委員 塚本 亨
委員 大里 豊子
教育長 塩澤 雄一

議場出席委員

・教育次長	坂井 保義	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	加藤 憲司
・統括指導主事	塩尻 浩	・地域教育課長	山崎 淳
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 委員長 天宮 久嘉 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮 久嘉 委員 日高 芳一 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、日高委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、早速、議案の第32号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」上程いたします。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 それでは、議案第32号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」ご説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。葛飾区文化財保護条例第25条の規定に基づきまして、葛飾区文化財保護審議会に諮問する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、諮問文案が入っております。記書き部分になりますけれども、「1 諮問事項」としまして、「区指定史跡『飯塚の富士塚』の文化財としての価値について」でございます。「2 諮問理由」でございます。るる書いてございますけれども、最後の段落に記載してございますように、現状変更について「延期後の完了予定日を大幅に超過し、今後の見通しも立たないことから、当該文化財の指定継続の可否を判断する必要があるため、文化財としての価値について諮問」するものでございます。「3 答申期限」でございます。平成28年7月15日までとしております。

飯塚の富士塚の概要及びこれまでの経過についてご説明させていただきたいと思っております。初めに、概要でございます。飯塚の富士塚は、明治12年に南水元二丁目でございますけれども、富士神社の境内に築造され、当時の形態をよく残している、富士信仰の様子をうかがい知るにたる構造木造法で富士塚として貴重であるということから、昭和56年に区の指定史跡に指定されたものでございます。

次に、これまでの経過でございます。そもそも飯塚の富士塚の現状変更が必要になった理由でございますけれども、さらに2枚めくっていただきますと、右肩に参考資料と書いてある、ページが振ってある資料が出てまいります。その2ページのところでございますけれども、記書きの4のところに、「現状変更等を必要とする理由」というのが書いてございます。ここにごございますように、南水元土地地区画整理事業及び中川左岸堤防改修工事によるものということで、そのために現状変更が必要になったという状況でございます。そのため、それ以降主な資料を抜粋して添付してございますけれども、2ページから6ページまでのような内容になります。飯塚の富士塚に係る現状変更等の許可申請書が、飯塚の富士塚の所有者である富士神社から教育委員会へ提出されたという経過がございます。

現状変更等の内容でございますけれども、先ほどごらんいただいた参考資料2ページの5番のところでは、現在の位置から北東方面の神社敷地内に約12メートル移設し、現状の復元に努めるというものでございます。これにつきましては、資料5ページをごらんいただきますと、カラーページがございます。現状のポイントを削って移すといったところ、ちょっとこれだけだとわかりにくいのですが、河川敷というか若干接したところであって、その工事等の必要で少し場所を動かさなければいけないという状況になりまして、こういう申請が出てきたという経過がございます。

その許可申請を受けまして、教育委員会といたしましては、文化財保護審議会との間で諮問答申というやりとりを経まして、参考資料の1ページでございますように、平成25年3月8日付になりますけれども、現状変更等の許可申請について、許可条件を規定しまして許可をいたしました。

先ほどごらんいただいた5ページのところですけれども、現状変更の飯塚の富士塚の様子。それから、最後の6ページになりますけれども、そちらに国あるいは施主ですね。神社になりますけれども、含めた、あるいは区も含めたスケジュール表の当初の予定が添付されております。

その後でございますけれども、教育委員会は現状変更の申請者に対しまして、飯塚の富士塚の文化財としての価値が担保できるように、現状変更に関する指導等を継続的に行っていました。しかし、その間にも2度、もともと平成26年7月31日、7月末までという現状変更の完了予定日ではあったのですが、2度ほど延長されまして、最終的に平成27年7月31日を延期後の現状変更完了予定日ということで、ほぼ1年延びたという状況でございました。しかしながら、平成27年3月の途中からは工事を中断しているという状況でございました。

このような状況があるにもかかわらず、現状変更の申請者からは特に相談ですとか、完了の予定日を改めて延期したいという届け出等がないため、教育委員会としましては、葛飾区文化財保護条例の規定に基づきまして、現状変更工事に係る状況ですとか、計画を報告するよう3回にわたって求めてまいったという経過がございます。

しかしながら、申請者からは工事の再開時期ですとか、完了予定時期、それから今後の現状変更に係る具体的な考え方は未定もしくは回答できないという報告しかございませんでした。最後のところでは、弁護士が代理人になりまして回答が来たという状況もございました。

こうした経過を踏まえまして、富士塚としての存在の形態が失われたままの状態が長期間継続しており、文化財としての価値が継承・継続されているかどうか非常に疑問があるというような状況もございますので、この飯塚の富士塚につきまして、冒頭申し上げましたように、文化財の指定継続、区の指定の文化財としての継続の可否を判断する必要があると考えましたため、今般、文化財としての価値について文化財保護審議会に諮問するものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見またはご質問等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 まず、文化財の現状変更ということは、非常にある意味では残念です。今回は諮問機関に依頼を出したわけでございます。そういった中で、工事が途中で継続していないとありました。その場合の費用的な負担について教えてください。例えば、工事が終わった時点、今は継続中だけれども、途中。途中経過で諮問を出す。その場合に、文化財としては継続して認めることはできないと諮問が出た場合、その時点の今までの工事費用というものに関してはどういうことになるのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今の手続のお話、諮問につきましては、きょうの検討を経まして、文化財保護審議会に諮問するという状況でございます。それから、その諮問を受けまして、いつもやっておりますとおり、文化財保護審議会ですらまず答申を受けるという状況でございます。

それで、今回、少し違うのは、不利益処分をするということがありますので、手続的には相手に弁明の機会を与えなければいけないと。こういうような相手方にとって不利益な処分をする予定ですよということで、具体的には指定解除をしますよという予告をするのですね。それに対して弁明があれば弁明をしてくださいという機会を設けます。その弁明が出てまいりましたら、弁明書につきまして、また文化財保護審議会あるいは教育委員会で議論しまして、そこに妥当なものがあるのかないのか、その辺の判断をした上で最後に指定の解除をするかといったような流れになっていきます。

それから、費用負担の部分ですけれども、工事につきましては、先ほど申し上げましたように民間の、要は具体的には神社が持っている文化財ですので、私どもが例えば工事費用を出しているかどうかということにつきましては全くございません。基本的には施主さんの責任で、費用負担で工事をやっているという状況でございます。

ですから、解除されることによって、それについて損害賠償をしろというような話が出てくるかどうかは、今のところはわかりませんが、私からすればとんでもないことだと思います。そういう状況があれば、それはそれでまた対応を考えたいと思います。少なくとも、今、例えば助成をしているとか、区が工事を一定負担しなければいけないということでやっているものではないと思います。

以上でございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 わかりました。答申によって指定解除となった場合のお話をいただきました。今

まで過去にこういう事例があったのかどうかということを、教えていただけますか。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 確認しておりませんが、例えば、物理的に何らかの事情で消滅してしまったようなことは、あったのかもしれませんが、人為的かというと語弊があるかもしれないのですけれども、そういう形でこういう結果に至るというのは記憶してございません。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 この件については、今後、あり得なくもない件と思います。課長さんが丁寧にご説明くださいましたが、今後の対応の参考としてマニュアル化していただくような、きちんとした事務手続を踏んでいただきたいと思います。ご苦労があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今、杉浦委員からいただきました行政手続法ですとか手続条例、あるいは行政不服審査法も改定になりましたので、その辺の手続的には損なわないようにしたいと思えますし、こういうことがあって残念なのですけれども、これから先、必ずしもないとは我々誰も言えませんので、そうしたことも意識しながらきちんと手続を踏んでいきたいと思っております。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 ただいま杉浦委員が危惧された点、私も同様の危惧を持ちました。やはり相手、施主さんのほうの都合によって頓挫しているのは事実なのですが、1回指定を出しているという事実がございますので、行政がどう戦うとかではなしに、途中までの過程で、工事というのは施主の責任のもとにあるわけですので、その辺の扱いは非常に慎重にお願いしたいと思えます。

そういった意味では貴重な実績として、理論武装したものとして、今後かかる事案が出た際には、いい意味で活用していただきたいと思えます。ただ、議題のように可否を問われるのであれば、ちょっと難しいなというのが私の一委員としての意見でございます。

以上です。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 まさにそのとおりでございます。我々の手で指定を解除するというのは、本当に最後の選択だと思っております。こうならないように文化財保護条例等の規定には、その間、必要な指導をするですとか、相手と協議をするという手続も定められています。それにのっとって話はしてきたつもりなのですけれども、ちょっとここに至ってはという状況だと認識してございますので、その辺はご理解いただければと思えます。

以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 32 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第 32 号は原案のとおり可決とさせていただきます。

続きまして、報告事項等に入ります。「平成 28 年度学校改築・改修 5 校の取組について」ご説明をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、「平成 28 年度学校改築・改修 5 校の取組について」のご報告をいたします。

初めに、1 の小松中学校でございます。小松中学校につきましては、平成 27 年度に策定いたしました改築における基本的な整備方針などをお示しした、改築基本構想・基本計画に基づき、現在、設計業務に取りかかっております。設計業務では新校舎における教室などの諸室の配置の検討を進め、基本設計案として取りまとめることとしております。この基本設計案につきましては、まとも次第、またご報告をさせていただきます。

また、改築に当たりましては、校庭内に仮設校舎を設置することとしており、平成 29 年 9 月から仮設校舎が使用できるよう、現在、準備を進めております。

次に、2 の本田中学校でございます。本田中学校につきましては、4 月 27 日の教育委員会にて、整備の基本方針などを示した「葛飾区立本田中学校一部改築・改修のための基本的な考え方」の議決をいただいたところでございます。現在は、この一部改築・改修の考え方に基づいて設計業務に取りかかれるよう準備を行っております。

次に、3 の東金町小学校でございます。東金町小学校につきましては、学校関係者及び学区の自治町会長の方などで構成する改築懇談会を、平成 27 年度に引き続き開催してまいります。懇談会では、整備する学校の規模や校舎の配置案などをお示しし、ご意見をいただきながら検討を進め、今年度中に「葛飾区立東金町小学校改築基本構想・基本計画」を策定することを予定しております。

次に、4 の高砂けやき学園高砂小学校でございます。高砂けやき学園高砂小学校につきましては、隣接する小中一貫教育校である高砂中学校との合築による整備について、庁内で検討を行ってまいりました。検討の結果、小学校及び中学校をそれぞれ単独で改築するよりも、合築による整備とすることで、施設共用による延床面積の縮減が図れることや、小学校と中学校の連携が一層進められるメリットがあることから、高砂けやき学園高砂小学校と高砂中学校の合築整備を進めていくことといたしました。今年度は、両校の関係者や学区の自治町会長の方などで構成する改築懇談会を立ち上げ、合築による施設整備について具体的な検討を進めてま

います。

裏面をごらんください。5の西小菅小学校でございます。西小菅小学校につきましては、校舎の一部を残す一部改築・改修を予定しております。平成28年度は残す校舎、改修を予定している校舎になりますけれども、この校舎に対する既存不適格調査の結果をもとに、今後の取組みを進めるため、学校関係者や学区域の自治町会長の方などで構成する一部改築・改修の懇談会を立ち上げ、具体的な検討を進めていく予定としております。

「平成28年度学校改築・改修5校の取組について」の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

日高委員、お願いします。

○日高委員 5校にわたっての改修・改築、大変ありがたいと思います。熊本地震等を見ると、本当に学校の安全・安心を勝ち取るためには、いい建物をしっかり建築されることが望ましいと思います。

そこで1点だけ。いい建物ができますからこれは大歓迎なのですが、環境教育を意識するような、例えば緑化であるとか、エコスクールであるとか、こうしたものについてはどのようにお考えなのか。やはり設計段階から考えないとなかなか後でつけ足しが難しいものですから、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

○委員長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 環境教育というお話をいただきました。学校については、既存の学校もそうなのですが、ソーラーパネルを取りつけて太陽光についてというのは今も実施をしております。改築に当たっても、当然、まずはソーラーパネルは設置する前提ということで計画をしております。

緑化については、最後に外溝といった形で校庭を整備する際に、周辺の樹木、高木、低木いろいろありますけれども、そういったところに配慮して整備をしていく予定としております。

また、学校によっては、例えば小松中学校などは地域の方が、ちょうど学校の敷地という言い方が合っていると思うのですが、歩道に面したところを地域の方に花壇として管理していただいて、区が進めている花いっぱい運動にも協力していただいているようなこともありますので、そういったところは、当然、生徒さん、児童さんも参加していただいているということの部分も取組みを行っているような話を聞いておりますので、またそういったところも含めて、当然、緑化についても最後、昔のような壁で囲むようなことがないような形では整備をしていきたいと思っております。

○日高委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 西小菅小学校は、数年前には統廃合の廃校という形で言われていた学校です。私は、このように今回一部改築・改修の具体的な検討を進めていくため懇談会を立ち上げる予定ということは大変うれしく思います。

この地域の人口ですが、当時、まだ公務員官舎ができておりませんでした。ですから、区立幼稚園に通園する子どもの人数が少ない、ということで廃園になり、小学校に就学する予定の子どもたちも少ない。そういった想定がございまして、廃校という形の話も出ておりました。地域の根強い声、また、西小菅の一丁目地域というのは区立の公的な建物がない、そういった中で地域の皆さんの力強い支援があり存続という形になり、まちづくりに貢献していただいております。

公務員宿舎、1,250 所帯。その中でお子さんがいらっしゃる世帯、小学校へ入学する子どもたちの人数をどのように想定されていらっしゃるのか。また、地域的には、今、高層の住宅が建つ予定はございません。マンション建設も聞いておりません。

このような現況の中で、この地域はお元気な高齢者の方がおおぜいおります。ぜひ学校を改築する場合は多様に使える、子どもの教育施設ですが、地域特有の特化といいますか、地域の方たちが一緒に使えるような、そういった多様な校舎。また、今、日高委員がおっしゃったように、私もずっと訴え続けてきましたが、小菅は高速道路や浄水場の建築物が多いという地域でございましたので、地元地域の方には本当に緑を多くして環境に配慮したまちづくりをとの意見がございました。環境に配慮した、多様な建物にしてほしい。そういう思いがございましたのでよろしくお願いいたします。どのように生徒数を想定していらっしゃるのか、わかる範囲で教えてください。

○委員長 学校施設整備担当課長、お願いします。

○学校施設整備担当課長 平成 28 年度に西小菅小学校も含めて 5 校の改築ということでお示しをさせていただきました。その際に、クラス数の想定というところで考えていた数字が、32 年度には西小菅小学校は 12 クラスになるのではないかと。また、将来的には、52 年度には 9 クラスになるのではないかとというような推計をとっております。

また、具体的に最近の児童の数なのですが、例えば平成 26 年度は全部で 151 人、西小菅小学校に通っていました。ことし 28 年度は 172 人ということで、昨年度も 171 人ということで、大体 20 人ぐらいふえています。これは恐らく先ほどお話いただいた官舎のところの方のお子さんがふえているのかというふうには予想しているところなのですが、官舎という特有な状況で、ずっとお住まいが続くというわけではなく、転勤に伴って転居というか転入・転出があるようにも思っております。

実際、その影響で、この児童数 170 人というのがもう少しふえるかと思うのですが、

そのぐらいの数字でしばらくの間、ずっと推移していくのではないかと考えております。

先ほどお伝えした学校の施設としては、最大12クラスになると一応出しておりますので、12クラス程度になっても大丈夫なようなしつらえにはしていきたいと考えています。

そのしつらえ、多様化云々は、複合に近い部分でもあると思うのですが、西小菅小学校の場合、一部改築・改修ということで、今のところもともと幼稚園が入っていた棟のほうは残す形で計画をしております。ちょっとその辺の関係だと敷地の大きさ等もありますので、全面改築とは若干部屋の数については限りが出てくるのかなと考えておりますけれども、当然、懇談会の中でも開かれた学校にも通じる場所がありますけれども、学校をいろいろ利用していただきたいというのはありますので、その辺はしつらえの中で開放部分にセキュリティとかで問題がないような形でしつらえをして、地域の方にも学校を使っていただくというようなことは、当然、想定をしていきたいと考えています。

また、先ほどの緑化についても、当然、外溝のところ、こういった機会はなかなかないので、緑化についてもなるべく現状よりは進むような形で最後は整備したいと考えております。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 小菅地域は地域の方が学校に対してとても協力的です。ですから、ぜひ地元の地域の方たちのお声を真摯に受け止めて進めていただきたいということを要望しておきます。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 1点だけ。要望になろうかと思うのですが、今の5校に当たっても進捗状況、また、これから基本構想につながる部分がありますし、それに着手して実施図面に入る部分があると思うのですが、さきの当委員会でもお話しさせていただいた記憶があるのですが、いわゆる耐震基準が昭和56年に1回見直しがあって、今回、確か平成12年にございました。ただ、今般の熊本地震を見ていると、ちょっと長中期的なスタンスで東日本にもあったような部分がありましたので、実施図面あるいは設計図面に入るのは、もちろん建築のプロの方が図面を引いていただくのしょうけれども、その辺を十分勘案して、今までの常識がちょっと覆されましたね。本震かなと思っていた部分が実は余震で、それから同じクラスの本震が来たというのでは、今までの横軸、縦軸の、いわゆる一般の民間の家庭でもそうなのですが、その辺のところは、アップ・ツー・デートなものを十分勘案していただきたい。先ほど各委員がおっしゃったように、地域の防災拠点、あるいは高齢者の方へのシェルター的な役目も、今般熊本でも使いたくても体育館自身が使えなかった。あるいは庁舎がまるつきり機能しなかったという事例もございますので、やはり、そういったつらい例があるのを逆に十分勘案して、押し進めていただくことをお願いします。お答えは結構です。要望です。

○委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等1につきましては、地域の皆様が集まれる場所ということ、また環境

教育について考えていただくことでお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項等2、区議会第2回の定例会における「区政一般質問要旨について」説明をお願いいたします。

教育次長、お願いいたします。

○教育次長 では、私から第2定例会の区政一般質問の要旨について説明をさせていただきたいと思います。

今回、2定の区政一般質問については7名の議員さんから質問をいただきましたけれども、そのうち5名の方から教育委員会所管に関する質問をいただきました。

時間の関係から、教育長が答弁した部分のみ、その要旨ということで説明させていただければと思います。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。まず、政策葛飾、大高拓議員の質問でございます。「今後の防災・危機管理対策について」の中で、学校避難所における授業再開についてのご質問です。

5ページの7行目になります。策定中にはありますけれども、葛飾区震災復興マニュアルの中で、授業再開までの手順といたしまして、まず、子どもたちや教職員の安否確認を行う。その後、施設や教材教具の確認を行い、10日以内に教室の確保や授業内容など授業再開の方法について決定し、子どもたちへの授業再開の周知を行う。そして2週間以内に授業の仮再開、1カ月以内の授業再開を目指して取り組むこととしているということで、答弁をさせていただいております。

続きまして、9ページをごらんください。自民党の米川大二郎議員の質問でございます。災害に対する備えとして、避難所等の安全対策についての中で、アとして、避難所の非構造部材の安全対策についての質問、イとして、安全対策が完了した場所であっても、定期的に点検するなど、安全対策を徹底すべきとのご質問でございます。

9ページの一番下になります。「具体的に」というところですが、災害発生時に特に危険と思われる外壁の改修を進めており、平成28年度には安全対策が必要とされた学校全ての改修が完了する予定ということ。それから、体育館の照明器具やバスケットゴールの落下防止対策についても、平成29年度の完了を目指して、順次進めているという現状を説明した上で、今後の非構造部材の安全対策につきましては、施設の経年劣化状況などを踏まえて、適切に実施していくということ、それから教職員の日常点検も重要になるということから、文部科学省作成の耐震化ガイドブックを活用しながら、非構造部材の安全性の確保に努めていくということで答弁をさせていただいております。

次に、11ページ、無所属うめだ信利議員の質問についてでございます。ちょっとボリュームがありますけれども、まず、「学力向上および教育を受ける機会の均等などについて」というご

質問のうち、(1)では、チャレンジ検定についてのご質問でした。アとして、2行目になりますけれども、検定の1回目から3回目までの合格実績を見ると、学校ごとに検定に対する取組みに大きな温度差があるように感じる。教育委員会の見解を求めるといってご質問です。

次に2点目、イとして、3行目になりますけれども、算数と数学は前年度の学力を検定し、英語は今年度の学力を検定する。国語は漢字の読み書きだけ。こんなに対象がばらばらな検定で問題はないのかという質問でした。

3点目、ウでございます。チャレンジ検定の問題で80点を取れば、どこかの都立高校に入学できる検定となっているのか。

4点目、エとして、国語の問題は漢字の読み書きしかないが、中学3年生においてこれで80点を取れば、どこかの都立高校に合格できる水準といえるのか。

5点目、オとして、問題を見直すことは考えていないのか。

6点目、チャレンジ検定は、検定で80点を取らせて合格させることが目的となっていないのか。だから、科目ごとに実施時期をずらしているのではないのか。

7点目、キです。5月実施は早過ぎ、2学期の中間テスト、期末テストの間、11月ごろの実施が適しているのではないのか。

8点目、クになります。これは実施時期を変更すべきではないかとの質問でございました。

答弁につきましては、なるべくまとめるところはまとめるような形で答弁しております。

13ページをごらんください。最初の2行目です。チャレンジ検定についての校長の指導及び取組みの温度差についてのご質問ですけれども、チャレンジ検定につきましては、小中学校長会と十分に協議を重ね、その趣旨についても主幹教諭や教務主任などを中心に教員対象の説明会を実施し、生徒・児童の基礎学力の定着と自己肯定感の高まりのための事業であることを説明しています。

その次です。平成26年度の合格率と平成27年度の合格率を比較すると、各校ごとの違いはあるものの、小・中学校、いずれも全ての教科で90%前後の合格者を出しており、全員合格校は23校となりました。このことから確実に取組みが浸透した結果であると考えているということで答弁をしています。

次に、チャレンジ検定の問題の内容についてです。13ページ一番下ですけれども、教科ごとに検定実施時期までの1年間の既習事項となっており、実施時期に応じて検定の問題を作成しております。検定実施日までの学習内容が確実に定着していることが重要であると考えております。

次に、チャレンジ検定の問題の見直しについてですけれども、4行飛ばして、「そのため」というところですが、毎年校長会と問題について意見交換をしていますということで答弁をしております。

次に、チャレンジ検定の目的についてですけれども、その下の文です。チャレンジ検定は基礎的な学力の定着と自己肯定感を高めることを目的としております。それで、全ての児童・生徒に達成感を味わせるとともに、1人も学習内容の空白をつくらず進級させることが、本区の目指す全ての子どもの進路保障につながると考えておりますというふうに答弁をしております。

次に、チャレンジ検定の実施時期についてです。次の段落、今年度からは児童・生徒の学習状況を考慮し、チャレンジ検定に集中して取り組み、その後の学習に生かすことができるよう、教科ごとに実施時期を変更しました。習得までに時間がかかる児童・生徒にとっては、実施時期が分散することによってより定着が図れると考えておりますというふうに答弁してございます。

続きまして、27ページをごらんいただければと思います。同じくうめだ信利議員のご質問で、(6)として就学前教育(生きる力の基礎)についてということで、エとして、子どもの情報共有化、接続期カリキュラムの作成などの連携事業は、どのくらい進捗しているのか。オとして、中野区のように区独自の就学前教育プログラムを作成し、それに基づいて幼保小連携教育ブロックにおいても実践してもらうほうが、就学前教育はより進むのではないかとのご質問でした。

これに対しては、平成26年度より幼保小連携教育検討委員会を立ち上げ、本区独自の「幼児期の学びと小学校教育の連携のための取組表」及び「幼児教育と小学校教育をつなぐ連携プラン」を作成したところでございます。

また、平成27年度につきましては、最後の行になります。「平成27年度 幼保小連携教育実践集」をまとめ、連携の強化を図ってきたところでございます。こういった現状を説明した上で、次の段落の2行目になりますけれども、年2回実施している幼保小連携教育連絡協議会及び幼小中連絡協議会において、子どもの情報の共有化を図りつつ、グループ実態に応じた実践の推進及び充実を図っていくとともに、よい実践を集約し、区内全ての幼稚園、保育園、小学校で共有できるよう、幼保小連携教育カリキュラムの作成について検討してまいりますということで答弁をさせていただきました。

次に、29ページ、公明党山本ひろみ議員のご質問でございます。「がん教育について」とし、1点目に、本区の小学校における「がん教育」の現状と課題についてのご質問です。29ページ、上から3行目になりますけれども、区立小学校においては、5・6年生の保健の授業において、「病気の予防についての理解」として、授業の中でがんについて一部取り扱っている現状がある。

それから、小学校5年生対象の喫煙防止教室で、喫煙が肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることに加え、全般的な「がん」についてもふれ、ということで現

状を説明させていただいたところでございます。

今後につきましては、さまざまながんについても具体的に扱っていくことが課題であるというふうに答弁をさせていただいております。

続きまして、30 ページですけれども、次に(2)といたしまして、今後はがん教育とともに、この喫煙防止教室も全校で取り組むべきとのご質問でございます。答弁の6行目になります。喫煙防止教室では、具体的な教材を用いて、喫煙が体に及ぼす害について学ぶことができていることから、全校で取り組むことができるよう、健康部と検討していくと答弁をさせていただいております。

次に、31 ページになります。(3)として1点目に、ことし4月18日に文部科学省から「がん教育のための教材」が作成されたので、授業で活用すべきというご質問です。次に、2点目として、イとして、全校全てが同時にスタートするにはさまざまな課題があると思うので、モデル校をつくってみてはいかがかとのご質問でございました。

31 ページ、答弁の下段にあるところをごらんください。「がん教育推進のための教材」につきましては、保健の授業等において活用していくことが重要であると考えているので、校長会や全校の保健主任を対象とした研修会において、本教材の活用について指導を行っているということと、今後ですけれども、本教材を活用した授業実践をモデル的に取り組む学校において実施してまいります。また、その実践を保健主任研修会や教育研究会において周知し、がん教育の推進を図ってまいりますということで答弁をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の方、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 学校関係者だけではなく、地域の方にもぜひ周知してほしいと思っております。5 ページ、大高議員の質問に対して教育委員会の答弁の中に、震災復興マニュアルの中で授業再開までの過程が示されていると記載されています。2週間以内に授業の仮再開、1カ月以内の授業の再開を目指す。私、これは大事なことだと思います。地域の中で学校は、色々な形で開放、使用されているわけです。ぜひ広報等で啓発していただいて、地元地域の方に、災害時の学校再開日程の手順を、通常時より周知していただきたいと思います。その辺の予定はあるのでしょうか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 こちらについては、地域の方ということでございましたので、避難所運営会議等を防災課でやってございます。そうした機会等も利用しながら直接ご周知いただくとともに、何か防災の機会がございましたら、こうした話も広報等で、どんどんしていきたいと考えてご

ざいますので、よろしく申し上げます。

○委員長 指導室長。

○指導室長 熊本の震災等で、子どもたちがどういうふうに通常の教育活動に戻れるのか、そういう部分というのはやはり区民の皆様、地域の皆様というのは非常に関心の大きいところだと思います。ですから、学校を通じてできる限り学校だより等、また各学校にも危機管理マニュアル等を使ってこういう訓練等をしておりますので、その内容についても随時学校だより等を通して報告できますよう校長等に伝えていきたいと考えております。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 今、指導室長と課長さんからお話がありました。区民一人一人までなかなか届かないこともあります。災害時は、町会が、学校がといいましても、個々に、瞬時に、判断しなければならないこともあると思います。町会に入っていない区民等、想定して、ふだんの平常時から周知徹底してご理解をいただきたい大事な点だと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに何かございますか。

日高委員。

○日高委員 ありがとうございます。一番うれしいことは、教育にこれだけ関心をいただいているというのはありがたいと思うのです。また、鋭い指摘もいただいています。これは謙虚に受けるべきだろうとも思います。

例えば、チャレンジ検定で、1回目と2回目、3回目、変わりがないではないかという指摘。これは鋭いです。大変よく見ていただいて分析をされているなど、感心さえいたしました。学校はどういう意識をされるかなというのは大変大事だと思いますので、ぜひいい方向でこれを結びつけていただきたいということが一つです。

それから、やはりまとめていろいろお答えいただいて、これで十分だと思いますけれども、こうしたチャレンジ検定などの取組みが、即高校受験に結びつくということでは決してないのです。それが目的ではない。つまり、本区の狙いというものをもう一度こういうときこそ、強く、そしてはっきりと明言していただくということが大事ではないかと思います。つまり、自己肯定感であったり、あるいは基礎基本の習得という、そしてそのことによって子どもたちが満足感や充足感や成功感を持てるという、それが目的でこれを行っているわけです。ですから、そういうことをやはりご理解いただくという努力はこれからもしなければいけないと感じております。

1人の方などはここに特化しているのかと思われるくらい興味関心をお持ちですので、そういう方々にはもっと明快に個人的にもお教えいただくこともいいのかと、そんなふうに思いました。いろいろご苦労さまでした。ありがとうございます。

○委員長 塚本委員、お願いします。

○塚本委員 先ほど来、庶務課長なり指導室長がお答えいただきました杉浦委員へのご質問の中で、学校が災害地点の拠点化する部分というのは、本来は危機管理室なり別のセクションが統括しなければいけないのはわかるのですが、やはり災害時のいろいろな混乱をコーディネートする、災害に関しては災害の防災コーディネーターというのが大分認知されておりますので、この教育委員会の中でもそういった部署と連携をして、一つのマニュアル化というか、指揮系統を、何かあったときにはここにたどり着けばこうやって降ろせるだろうというのが校長会にも言えると思うので、危機管理室とは別なんでしょうけれども、必ずあちこちであそこに行けば何があるというのは、やっぱりコーディネーターという存在があつて初めて機能しますので、絵に描いた餅にならないようにお願いしたいと思います。

以上、要望です。

○委員長 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、報告事項等2に関しましては終了させていただきます。

ここで各委員からご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

大里委員、お願いします。

○大里委員 先ほどの富士塚について私も一言よろしいでしょうか。民俗学的に見て、こういう民間信仰の史跡は貴重だと思います。ただ、歴史の中で自然消滅というか消えていってしまうものもたくさんあると思うのですが、今回の件のように、人為的になくなってしまうというのは私も非常に残念です。

地元の方々がこれを残したいという気持ちがあるのかどうか、地元の方たちも、もうこれはいいやと思っているのであれば仕方ないと思うので、ぜひ弁明をよく聞いていただけたらと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 施主は神社がというふうに申し上げましたけれども、当然、宮司さんが1人で全部やっているわけではなくて、地元の方たちを巻き込んで、建設委員会という、実際のこの工事に当たっての組織を設けてやっております。町会長さんですとか、そういう関係の方々ですね。ですから、あくまで代表としてその神社の宮司さんとやり取りはしておりますが、そういう意味ではそこから出てくる言葉が基本的には地元の意見も踏まえて出てくるものだというふうに受けとめてやっているつもりであります。

○大里委員 わかりました。私、勉強不足でちょっと調べていないのですが、何かこれが葛飾区の書物に残っていると、そういうことはありますか。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 書物があるかどうかわかりませんが、富士塚の名のとおり、これとは別に富士講というのがありまして、富士信仰の部分です。そちらはこれとは別に区の無形の民

族文化財に指定されているのです。逆に言うと、その富士塚がなくなってしまうと、セットで
というか、自動的に無形のほうもなくなってしまうという話は審議会でもしたのですけれども、
それはそれで、象徴としてそういうところにお参りしているのですけれども、例えばご神体と
いうかそれを別に定めて、その精神を受け継ぐものであれば、そちらの無形民俗のほうは、特
に新しい物理的な塚がなくても継承はできるのではないかという話も出ていますので、恐らく
大里委員が懸念されているような富士講まで、民俗のほうまで消滅してしまうという可能性は
必ずしもないのかなと思っています。

○委員長 大里委員。

○大里委員 こういうものがあつたということが残ってくればいいかなと思います。

どうもありがとうございます。

○委員長 そうですね。例えば帝釈天の庚申参りもありますけれども、別に庚申塚などはない
ですが、文化としては残っていますね。

杉浦委員。

○杉浦委員 今回、運動会、学校公開日に行かせていただきました。特に小・中新1年生、た
った2カ月間の練習でよくここまでできるものと、先生方の短期間でのご指導・ご努力のたま
ものと本当にうれしく思い、感謝しております。

また、学校公開日に何校か行かせていただきました。クラスにより課題があり、担任の先生
がその課題を抱えて大変ご苦勞なさっているという学校もあるかと思えます。校長先生、副校
長、主幹、主任、先生方が努力なさっていることだと思えます。教育委員会として、学校訪問
時には、管理職だけではなく、お1人お1人の先生方から個別にでも忌憚のないご意見をお聞
きして、そこに事細かい手を打つべきではないかということを感じました。よろしく願いい
たします。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、「その他」の事項に入らせていただきます。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」について説明させていただきます。

まず、1の資料配付でございますが、今回はなしでございます。

次に、出席依頼は3件ございます。まず、8月25日、26日の両日ですけれども、校園長夏
季宿泊研修会、日光林間学園のほうで行いますので、委員さん全員の出席をお願いいたします。
また、11月17日午前10時半から総合教育会議が開催されます。こちらについても委員さん全
員のご出席をお願いいたします。

次に、3、次回以降の教育委員会予定については記載のとおりでございます。よろしく願
いいたします。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、平成28年教育委員会第6回定例会を閉会させていただきます。
どうも皆さん、お疲れさまでした。

閉会時刻 10時55分